

機能強化加算・小児かかりつけ診療料2 について

- 国は全国民に対し、「かかりつけ医」を持つことを強く推進しています。
- 当院では特に「小児かかりつけ医」として、下記①～⑤の機能を強化した診療をおこなっており、その体制の維持費用として上記加算をお支払いいただいております。

①小児の病気全般について治療・指導をいたします。

内科的な病気（かぜ、胃腸炎など）だけでなく、皮膚科（湿疹、とびひ、虫さされ、アトピー性皮膚炎など）、耳鼻科（中耳炎、蓄膿症、花粉症）、眼科（ものもらい、結膜炎）、アレルギー科（じんましん、アレルギー性鼻炎・結膜炎、食物アレルギー、喘息）についても当院で診療いたします。

※専門医での診療が必要な場合は紹介状をお書きします。

②患者様が他の医療機関を受診されている場合

は、そこで説明された病名、検査の内容、処方された薬などを確認した上で診療をおこないます。マイナンバーカードを利用して、患者様の個人情報（他の病院の受診歴、処方された薬の内容等）をオンラインで取得し活用することもできます。

- ③健康診断の結果に応じた必要な指導をおこないます。また、保護者様の要望に応じて健康相談、保健・福祉サービスの利用に関する相談をお受けします。 ※乳幼児健診で発覚した発達に関する問題（神経発達症など）や育児不安に関する問題等にも対応いたします。
- ④予防接種のスケジュールについてご指導いたします。また、予防接種の有効性・安全性に関する情報を提供します。
- ⑤夜間や休日の診察や電話相談について当院がお勧めする情報を提供し、必要な場合は夜間休日受診用の紹介状を作成します。

★ 0～5歳のお子様について、当院を「小児かかりつけ医」として希望される方には「小児かかりつけ診療料への同意」をお願いしてお

ります。

- ※「小児かかりつけ診療料」に同意しても、当院での支払い額は以前と同じ（0～2歳は無料、3歳～就学前は月額 600 円まで）です。
- ※「小児かかりつけ医」を指定（希望）できる医療機関は一か所限定です。
- ※指定の手続きは同意書にサインをいただくだけです。指定の解除はいつでも可能です。
- ★当院を「小児かかりつけ医」としてご希望の方はスタッフへお知らせください。